

交通安全対策特別交付金の算定に関する省令 の一部を改正する省令について

令和 2 年 9 月
自治財政局交付税課

1. 概要

交通安全対策特別交付金の算定に関する省令について、交付基準に用いている規格改良済延長の調査期日の変更を行う。

2. 主な改正内容

交通安全対策特別交付金の算定において、国土交通省が行った道路施設現況調査による規格改良済延長を交付基準に用いているところ、道路施設現況調査の調査期日が変更となったことから、該当部分の改正を行うこととする。

3. 施行期日

令和 2 年 9 月 17 日とする。(公布日施行)